

<資料>

ページ

2	幼稚園・保育所（園）・認定こども園に対するアンケート 結果の報告 ○当日配付	
3	検討事項 特別支援教育・障害児保育等の充実について ○検討事項（特別支援教育・障害児保育等の充実）について	… 1
	第3回 資料①	
	・就学前後のフォローシステムについて（令和3年度）	… 2
	・就学相談件数と移行支援シートの活用について	… 3
	・特別支援学級入級児童生徒の推移	… 4
	・通級指導教室とは	… 5
	第3回 資料②	
	・医療的ケア児への対応について	… 6
	・医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律の全体像	… 7
	・医療的ケア児の現状 京都府における医療的ケアを必要とする在宅療養児数	… 8
	・京都府における医療的ケアを必要とする在宅療養児 （ケア別内訳）	… 9
	・医療的ケア児支援センターの設置による医療的ケア児やその 家族への支援（イメージ）	… 10
4	「基本理念と目指す子ども像」について 第3回 資料③	
	・乳幼児期の教育・保育の基本的な考え方と目指す子ども像について	… 11
	・第2期宇治市子ども・子育て支援事業計画 第3章4 施策の体系 P80・81（抜粋）	… 12・13
	・乳幼児期の教育・保育の基本的な考え方	… 14・15
5	意見書の概要について 第3回 資料④	
	・これまでの検討委員会のまとめ	… 16・17
	・乳幼児期の教育・保育のあり方検討委員会での検討状況	… 18～20
	・意見書（骨子案）	… 21

## 検討事項（特別支援教育・障害児保育等の充実）について

### 【検討事項】

- ・発達障害など特別な支援や配慮を必要とする児童の割合が増加していることを踏まえた支援の質の確保や向上に関する事項
- ・医療的ケア児に対する各施設での支援の仕組みに関する事項

### ○支援が必要な児童への関わり

特別な支援や配慮が必要な児童の割合が増加しており、一人ひとりに寄り添ったきめ細かな教育・保育を行うなど、幼稚園、保育所等での実践を踏まえた更なる受入体制の充実、療育機関や小学校等との連携体制の充実を図る必要があります。

【資料①：就学前後のフォローシステムについて（令和3年度）】

### ○医療的ケア児の支援

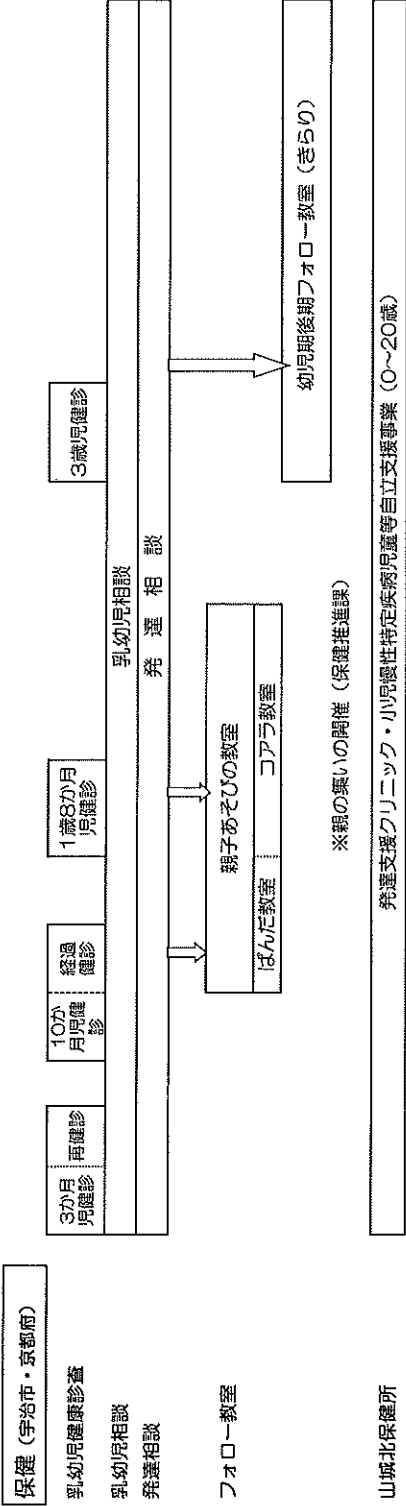
医療的ケア児及び家族の支援について、国や地方公共団体の役割を定めた医療的ケア児支援法が施行され、幼稚園、保育所、認定こども園の設置者は適切な支援を行う責務を有することが定められました。

【資料②：医療的ケア児への対応について】

就学前後のフォローシステムについて（令和3年度）

保健（宇治市・京都府）と福祉（療育）（保育所等）機関が連携してフォローを行っています  
 また、就学前の施設から学校への接続時には移行支援シート等により児童の情報伝達を行っています

0歳 1歳 2歳 3歳 4歳 5歳 6歳 就学



就学相談件数と移行支援シートの活用について

◆就学相談件数(幼児)

\*就学前児童数は、「宇治市の教育」5歳児数による(各5.1現在)

実施年度	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021
	平成18	平成19	平成20	平成21	平成22	平成23	平成24	平成25	平成26	平成27	平成28	平成29	平成30	令和元	令和2	令和3
就学前児童数	1,938	1,924	1,849	1,857	1,824	1,809	1,839	1,805	1,739	1,672	1,634	1,608	1,519	1,477	1,482	1,470
就学相談申し込み数	94	99	120	145	141	148	150	176	175	170	200	193	208	217	245	211
%	4.9%	5.1%	6.5%	7.8%	7.7%	8.2%	8.2%	9.8%	10.1%	10.2%	12.2%	12.0%	13.7%	14.7%	16.5%	14.4%
支援学級入級(市立学校)	12	15	19	18	8	10	16	18	20	12	23	23	18	14	31	29
支援学校入学	9	1	11	10	14	14	16	10	12	13	12	16	12	19	18	14

※就学前児童数は、「宇治市の教育」小・中学校入学状況 宇治市立学校と国・私立学校等の合計

※宇治市就学支援委員会の報告に基づく

※就学相談申し込みは、保護者からの申請によって行われている

発達障害等への認知が高まり、早期からの相談支援が進んでいること等から就学相談件数が増加。近年は、登校(園)しぶりや、集団生活等への不安相談もみられる。

◆移行支援シート受け取り数(年度末に受け取り)

受け取り年度	平成24	平成25	平成26	平成27	平成28	平成29	平成30	令和元	令和2
小学校数(22校中)	6	9	8	13	12	7	15	13	14
受取数	11	10	15	18	29	24	32	33	33
中学校数(10校中)	6	5	10	7	9	8	9	10	10
受取数	9	19	19	8	19	26	60	115	120

※全て、小・中学校からの申告数

※R元から宇治市スタンダード様式で、移行支援シートを作成周知を行っている

○移行支援シートとは

就学前施設、小学校、中学校、中学校で行われている教育的支援や配慮等に関する情報を、就学・進学先の学校に提供し、必要な支援や配慮を引き継いでいくために作成。(作成にあたっては、保護者と情報共有をするもの)

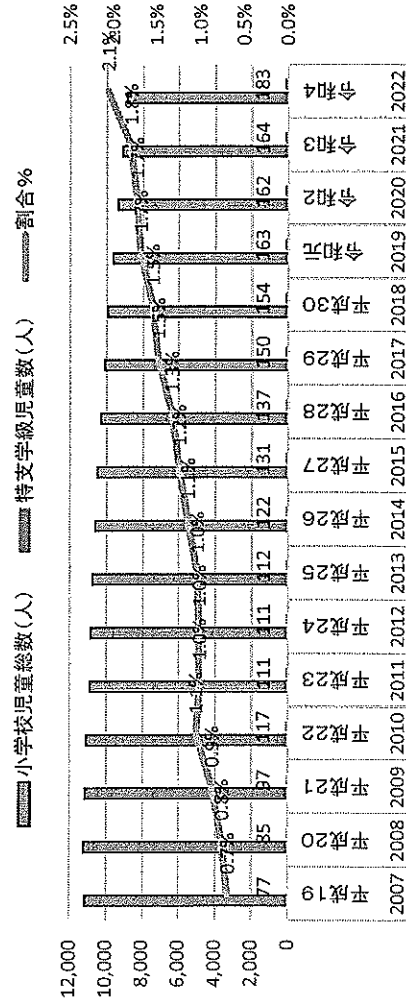
特別支援学級入級児童生徒の推移

\*児童生徒数は5/1

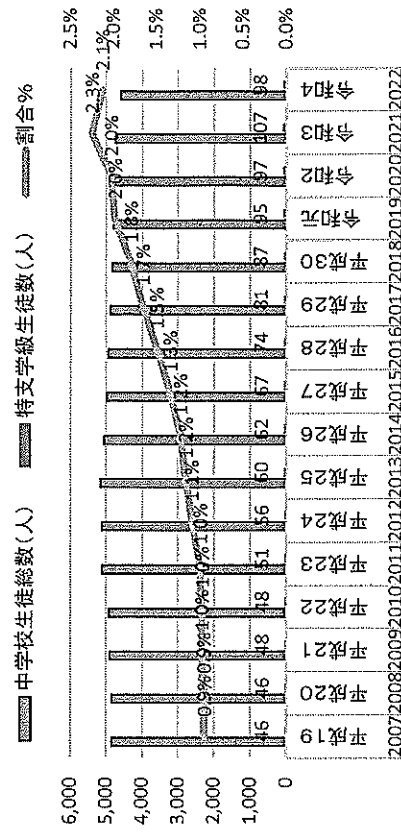
実施年度	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022
小学校児童総数(人)	11,162	11,250	11,165	11,099	10,928	10,878	10,775	10,623	10,493	10,313	10,107	9,937	9,646	9,355	9,090	8,857
特支学級児童数(人)	77	85	97	117	111	111	112	122	131	137	150	154	163	162	164	183
割合%	0.7%	0.8%	0.9%	1.1%	1.0%	1.0%	1.0%	1.1%	1.2%	1.3%	1.5%	1.5%	1.7%	1.7%	1.8%	2.1%
中学校生徒総数(人)	4,858	4,843	4,910	4,932	5,121	5,123	5,161	5,064	5,002	4,951	4,889	4,847	4,791	4,786	4,745	4,604
特支学級生徒数(人)	46	46	48	48	51	56	60	62	67	74	81	87	95	97	107	98
割合%	0.9%	0.9%	1.0%	1.0%	1.0%	1.1%	1.2%	1.2%	1.3%	1.5%	1.7%	1.8%	2.0%	2.0%	2.3%	2.1%
小中学校児童生徒総数(人)	16,020	16,093	16,075	16,031	16,049	16,001	15,936	15,687	15,495	15,264	14,996	14,784	14,437	14,141	13,835	13,461
特支学級児童生徒数(人)	123	131	145	165	162	167	172	184	198	211	231	241	258	259	271	281
%	0.8%	0.8%	0.9%	1.0%	1.0%	1.0%	1.1%	1.2%	1.3%	1.4%	1.5%	1.6%	1.8%	1.8%	2.0%	2.1%

\*2012(H24)から0.1%ずつ増加し、10年スパンで在籍数は小学校中学校とも増加約2倍近くになっている。

小学校



中学校



通級指導教室とは

通級指導教室では、ことばやきこえ、自閉症、LD、ADHD等、通常の学級に在籍している配慮が必要な児童生徒に「自立活動」に相当する指導を行います。また、教育相談や発達相談なども行っています。

通級指導教室数

年度	2014 平成26	2015 平成27	2016 平成28	2017 平成29	2018 平成30	2019 令和元	2020 令和2	2021 令和3	2022 令和4
小(設置校数)	5	5	5	6	7	8	8	9	10
小(教室数)	6	6	6	7	8	9	9	10	11
中(設置校数)	3	3	3	3	3	3	4	4	4
中(教室数)	3	3	3	3	4	4	5	5	5

通級指導教室 児童生徒数 (各5/1)

年度	2014 平成26	2015 平成27	2016 平成28	2017 平成29	2018 平成30	2019 令和元	2020 令和2	2021 令和3	2022 令和4
小学校	148	146	152	162	174	200	214	223	238
中学校	40	51	50	47	50	67	73	75	81
計(人)	188	197	202	209	224	267	287	298	319

通級指導教室 利用割合(市立学校児童生徒数に対する割合)

小学校	1.39%	1.39%	1.47%	1.60%	1.75%	2.11%	2.33%	2.50%	2.74%
中学校	0.79%	1.02%	1.01%	0.96%	1.03%	1.43%	1.56%	1.62%	1.80%
全体	1.20%	1.27%	1.32%	1.39%	1.52%	1.88%	2.07%	2.20%	2.42%

## 医療的ケア児への対応について

### 1 医療的ケア児への支援の経過

#### (1) 医療的ケア児とは

日常生活及び社会生活を営むために恒常的に医療的ケア（人工呼吸器による呼吸管理、喀痰吸引<sup>4</sup>その他の医療行為）を受けることが不可欠である児童。

#### (2) 医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律（医療的ケア児支援法）概要

医療的ケア児支援法施行以前は、児童福祉法により医療的ケア児に対する支援体制について、地方公共団体が必要な措置を講ずるよう努めなければならないとされてきました。医療的ケア児支援法では、保育所・学校・育成学級の設置者等が医療的ケア児に適切な支援を行う責務を有すること及び地方公共団体は保育、教育を行う体制の拡充等について必要な措置を講ずることが定められました。

公布日：令和3年6月18日 施行日：令和3年9月18日

#### 【参考】

##### 児童福祉法56条の6②

地方公共団体は、人工呼吸器を装着している障害児その他の日常生活を営むために医療を要する状態にある障害児が、その心身の状況に応じた適切な保健、医療、福祉その他の各関連分野の支援を受けられるよう、保健、医療、福祉その他の各関連分野の支援を行う機関との連絡調整を行うための体制の整備に関し、必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

#### (3) 財源

医療的ケア児支援法第8条、法制上の措置等で「政府は、この法律の目的を達成するため、必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない」とされており、看護師等の配置に対して、保育所等では医療的ケア児保育支援事業、幼稚園等では医療的ケアのための看護師配置事業という国の補助事業が実施されています。

### 2 医療的ケア児支援の現状

#### (1) 現状

○教育・保育施設の利用状況（令和3年10月時点）

民間認定こども園 2名

○障害福祉サービスの利用状況（令和3年10月時点）

医療型児童発達支援、短期入所（重身対象） 4名（就学前児童）

#### (2) 今後検討が必要な事項

・医療的ケア児数、利用ニーズの把握

・医療的ケア児支援法を踏まえた

ガイドラインの策定、医療機関などとの連携体制、看護師の体制の確保等

# 医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律の全体像

(令和3年法律第81号) (令和3年6月11日成立・同年6月18日公布)

## ◎医療的ケア児とは

日常生活及び社会生活を営むために恒常的に医療的ケア（人工呼吸器による呼吸管理、喀痰吸引その他の医療行為）を受けることが不可欠である児童（18歳以上の高校生等を含む。）

## 立法の目的

- 医療技術の進歩に伴い医療的ケア児が増加
- 医療的ケア児の心身の状況等に応じた適切な支援を受けられるようになることが重要な課題となっている

⇒医療的ケア児の健やかな成長を図るとともに、その家族の離職の防止に資する  
⇒安心して子どもを生み、育てることができる社会の実現に寄与する

## 基本理念

- 1 医療的ケア児の日常生活・社会生活を社会全体で支援
- 2 個々の医療的ケア児の状況に応じ、切れ目なく行われる支援  
→ 医療的ケア児が医療的ケア児でない児童等と共に教育を受けられるように最大限に配慮しつつ適切に行われる教育に係る支援等
- 3 医療的ケア児でなくなった後にも配慮した支援
- 4 医療的ケア児と保護者の意思を最大限に尊重した施策
- 5 居住地域にかかわらず等しく適切な支援を受けられる施策

## 国・地方公共団体の責務

## 保育所の設置者、 学校の設置者等の責務

## 国・地方公共団体による措置

- 医療的ケア児が在籍する保育所、学校等に対する支援
- 医療的ケア児及び家族の日常生活における支援
- 相談体制の整備 ○情報の共有の促進 ○広報啓発
- 支援を行う人材の確保 ○研究開発等の推進

医療的ケア児支援センター（都道府県知事が社会福祉法人等を指定又は自ら行う）

- 医療的ケア児及びその家族の相談に応じ、又は情報の提供若しくは助言その他の支援を行う
- 医療、保健、福祉、教育、労働等に関する業務を行う関係機関等への情報の提供及び研修を行う 等

## 保育所の設置者、学校の設置者等による措置

- 保育所における医療的ケアその他の支援  
→ 看護師等又は喀痰吸引等が可能な保育士の配置
- 学校における医療的ケアその他の支援  
→ 看護師等の配置

## 支援措置

施行期日：公布の日から起算して3月を超えた日（令和3年9月18日）

検討事項：法施行後3年を目途としてこの法律の実施状況等を勘案した検討

医療的ケア児の実態把握のための具体的な方策／災害時における医療的ケア児に対する支援の在り方についての検討



## 医療的ケア児の現状

### 京都府における医療的ケアを必要とする在宅療養児数

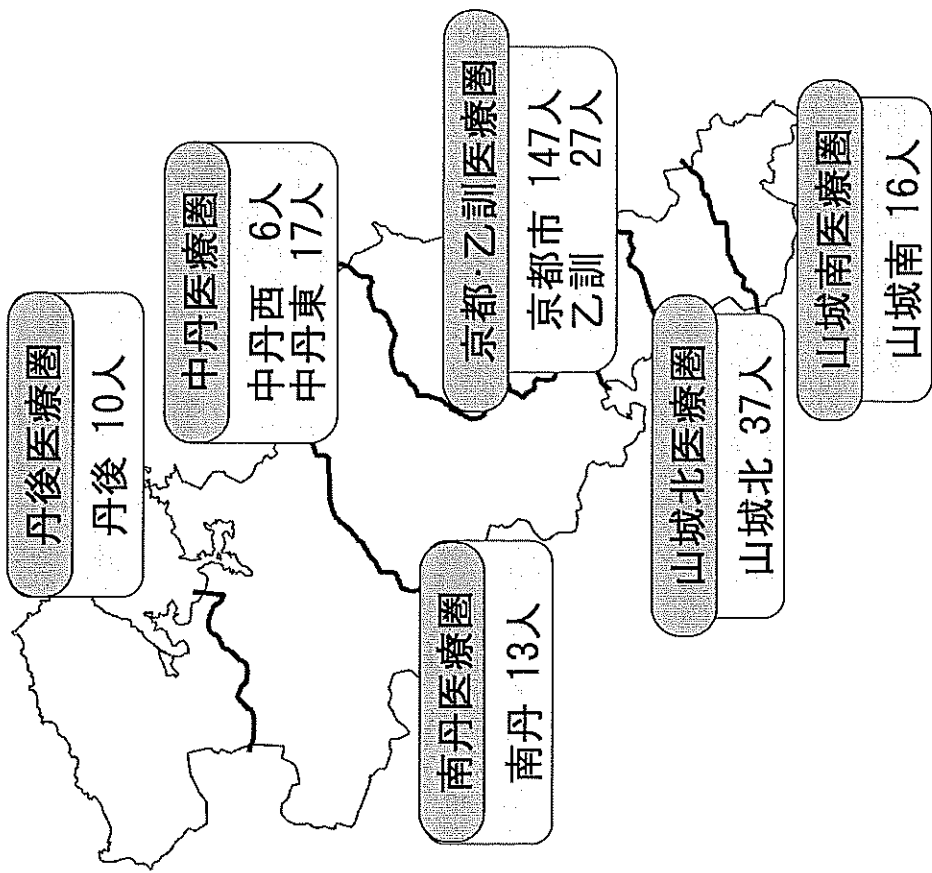
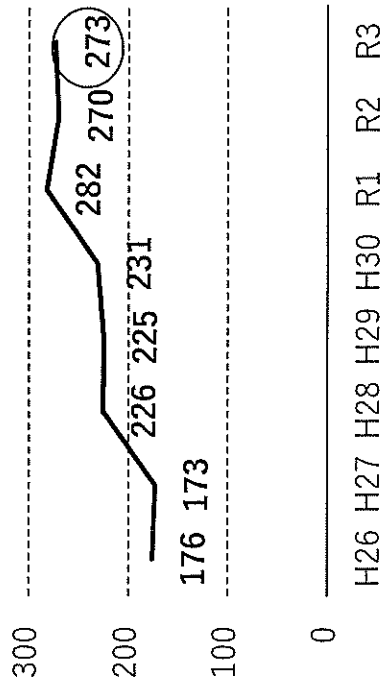
**273人**

京都府 126人

京都市 147人

※京都府及び京都市が把握した人数

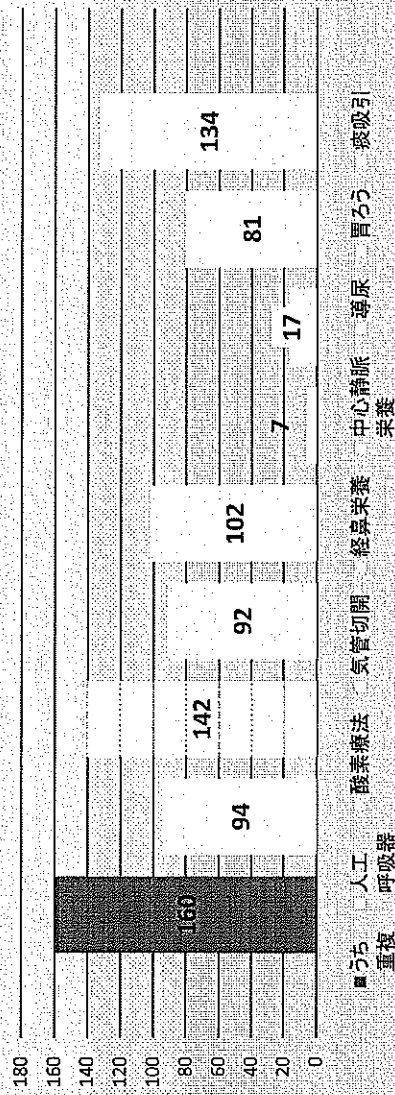
京都府における医療的ケアを必要とする児の推移



# 京都府における医療的ケアを必要とする在宅療養児（ケア別内訳）

地域（保健所）	実人数	内 訳											
		人工呼吸器	酸素療法	気管切開	経鼻栄養	中心静脈栄養	導尿	胃ろう	たん吸引				
京都府													
南部地域 （乙訓） （山城北） （山城南）	80	21	47	26	15	2	6	30	39				
中部地域 （南丹）	13	1	5	3	3	1	2	4	4				
北部地域 （中丹西） （中丹東） （丹後）	33	11	19	11	6	0	2	12	18				
京都市（京都市）	147	61	71	52	78	4	7	35	73				
総計	273	94	142	92	102	7	17	81	134				

※ R4年3月末時点  
実人数 273人



■うち重複  
人工呼吸器  
酸素療法  
気管切開  
経鼻栄養  
中心静脈栄養  
導尿  
胃ろう  
たん吸引

# 医療的ケア児支援センターの設置による医療的ケア児やその家族への支援（イメージ）

## 医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律の基本理念の実現

■ 医療的ケア児の日常生活・社会生活を社会全体で支援 ■ 個々の医療的ケア児の状況に応じ、切れ目なく行われる支援等  
 どこに相談すれば良いかわからない、医療的ケア児やその家族の様々な相談について、医療的ケア児支援センターが総合的に対応する。

### 医療的ケア児支援センター (都道府県)

- 家族等への相談、情報提供・助言等
  - ▶ 家族等からの様々な相談に総合的に対応。  
(相談内容に応じて、市町村や相談支援事業所等に所属する医療的ケア児等コーディネーター等、地域の適切な者に繋ぐ。必要に応じて関係機関を繋ぎ、検討体制を整える等)。
  - ▶ 家族等への地域の活用可能な資源の紹介を行う。等

- ※ 医療的ケア児等コーディネーターの配置を想定。
- ※ 都道府県が自ら行う場合も含む。
- ※ 社会福祉法人等と役割分担して実施することも可能。

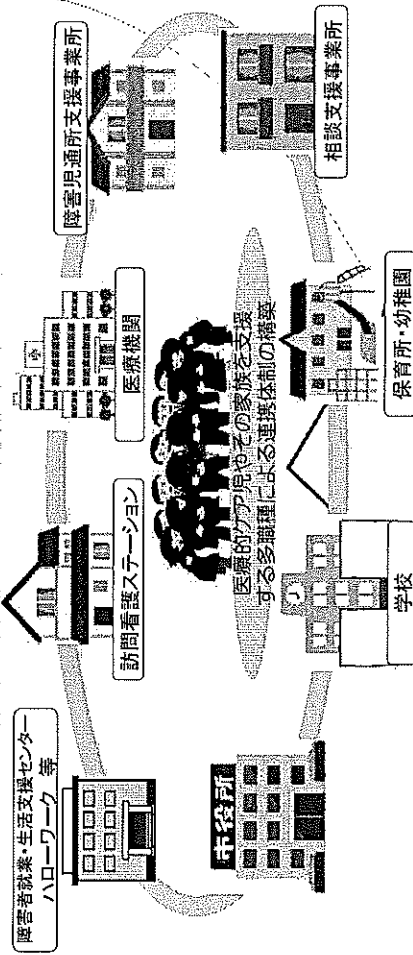


管内の情報収集

- 関係機関等への情報の提供及び研修
  - ▶ 管内の医療的ケア児やその家族のニーズの地域への共有を行う。
  - ▶ 好事例や最新の施策等の情報収集・発信を行う。
  - ▶ 医療的ケア児等支援者養成研修等の研修を実施する。
  - ▶ 地域の関係機関からの専門性の高い相談に対する助言等を行う。

- ・ 調整困難事例の相談
- ・ 地域の医療的ケア児の状況の共有

### 市町村等（地域の支援の現場）



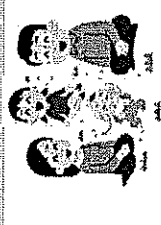
先々の子育ての見通しがつかない...

仕事と育児を両立させたい...

緊急時の預け先がない...

夜間のケアがつかない...

医療的ケア児に係る様々な相談



医療的ケアのある子どもとその家族

センター設置により相談先が明確化。

どこに相談すれば良いかわからない...

- ▶ センターや地域の医療的ケア児等コーディネーターの仲介等により、医療的ケア児に係る支援に当たった際の協力関係を構築する。
- ▶ 個々の医療的ケア児やその家族への支援を、医療・福祉・教育・(年齢によっては就労)が情報を共有しながら実施。
- ▶ 地域の医療的ケア児やその家族への支援について、どのような支援が必要か、関係機関間で協議を行う。

## 乳幼児期の教育・保育の基本的な考え方と目指す子ども像について

宇治市の計画において、以下の通り定めている。

### 1. 各計画における基本理念について

○第2期宇治市子ども・子育て支援事業計画（令和2年度～令和6年度）

『<sup>あす</sup>次代を生きる子どもたちの夢と笑顔を育むまち 宇治』

○第2次宇治市教育振興基本計画（令和4年度～令和15年度）

『家庭・学校・地域でささえる宇治のひとづくり・まちづくり』

### 2. 目指す子ども像について

○第2期宇治市子ども・子育て支援事業計画

基本目標1「子どもの健やかな成長・発達への支援の充実」の施策の方向性の「たくましく、心豊かに育つ環境づくり」について、次のように定めている。  
『乳幼児期からの子どもの発達や学習の連続性を重視し、学ぶ意欲や自立心を高める取り組みを推進するとともに、「生きる力」をはぐくんでいくことが重要です。』

そのため、乳幼児が初めて家庭を離れ、多くの時間を過ごす教育・保育の場で、同年齢や異年齢の子どもとの関わり合いによる経験を確保し、子どもたちの育ちを保障していくことが課題となっています。幼稚園・保育所・認定こども園が連携した質の高い就学前教育・保育の充実を図るとともに、学校教育の充実だけでなく、生涯学習も含めた子どもの健全育成の推進を図ります』

○第2次宇治市教育振興基本計画

目指す人間像として次のように定めている。

『「ふるさと宇治」を愛し、グローバルな視点に立ち、社会の変化を前向きにとらえ、主体的に考え行動し、よりよい人生と「あすの宇治」を創り出せる人』

## 4 施策の体系

本計画は、基本理念を実現するため、5つの基本目標で構成されています。

### 【基本理念】

あす  
次代を生きる子どもたちの夢と笑顔を育むまち 宇治

#### 基本目標1

子どもの健やかな成長・発達への支援の充実・・・・・・・・・・ P.82

(1) 子どもの人権を大切にする取組の充実

- ① 子どものための相談・支援体制の充実
- ② 子どもの人権に関する普及と啓発

(2) たくましく、心豊かに育つ環境づくり

- ① 就学前教育・保育の充実
- ② 学校教育の充実
- ③ 教育・保育の施設整備
- ④ 青少年の健全育成の推進

(3) 健やかなからだところの育ちへの支援

- ① 学童期・思春期における保健対策の充実
- ② 有害環境対策
- ③ 子育て期の保護者への支援

(4) とともに育ち合う家庭づくり

- ① 次代を担う子どもへの啓発活動の推進
- ② 家庭の子育て・教育力の強化
- ③ DV（ドメスティック・バイオレンス）の根絶と対応

#### 基本目標2

安心して子どもを産み育てられる切れ目のない支援に向けた環境づくりの推進・P.89

(1) 妊娠期からの切れ目のない支援の推進

- ① 妊産婦等への支援
- ② 乳幼児健診及びフォロー体制の推進
- ③ 医療機関等との連携の強化
- ④ 子育て世代包括支援センターの充実

(2) 子育ての相談や適切な情報提供のための支援

- ① 子育て支援サービスや市民活動の広報の充実
- ② 身近な相談窓口の充実

(3) 安心して外出できるまちづくりの推進

- ① 交通環境の改善
- ② 交通安全対策の推進
- ③ 公共的空間における設備の充実
- ④ 防犯対策

(4) 子育ての経済的負担への支援の充実

- ① 子育て家庭の負担軽減の促進
- ② 公営住宅等の居住環境の整備

(5) いつでも、どこでものびのび遊べる場づくり

- ① 公園・緑地等の環境整備
- ② 親子で遊べる場の確保
- ③ 自由に遊べる場の確保

基本目標3

地域で子育て支援ができる環境づくりの推進・・・・・・・・・・・・・・・・P.98

(1) 家庭と子どもたちを応援する地域づくり

- ① 子ども・子育てにおける地域への啓発
- ② 民生児童委員活動の充実
- ③ 各種団体活動への支援
- ④ 身近な施設の有効活用

(2) 地域とともに子育てを支援する環境づくり

- ① ファミリー・サポート・センターの充実
- ② 市民活動等による多様な子育て支援事業の推進
- ③ 地域ぐるみの次世代育成

(3) 子どもたちのふれあいの機会づくり

- ① 地域活動における交流の促進
- ② 生涯学習活動における交流の促進

(4) まちじゅうが学びと遊びの機会づくり

- ① 体験と交流の学習機会の促進
- ② スポーツ・レクリエーションや文化・芸術活動の促進
- ③ 生涯学習や図書館事業等の充実
- ④ 子どものもちづくりへの参加の促進
- ⑤ 学びや遊びの情報提供の充実

(5) 親同士が交流できる機会づくり

- ① 子育てサークルの育成・支援
- ② 親子の交流の場づくりの促進
- ③ 市民活動のネットワーク化の促進
- ④ 地域子育て支援拠点の充実

基本目標4

仕事と子育てを両立できる環境づくりの推進・・・・・・・・・・・・・・・・P.107

(1) 仕事と子育ての両立のための基盤整備

- ① 多様な保育サービスの提供
- ② 柔軟な保育施設の運営
- ③ 総合的な放課後児童対策

(2) 仕事と生活の調和の実現のための働き方の見直し

- ① ワーク・ライフ・バランスの実現への取り組みの推進
- ② 子育てで家庭への就労支援の促進
- ③ 固定的な性別役割分担意識の解消の推進

基本目標5

配慮を必要とする家庭へのきめ細かな取組の推進・・・・・・・・・・・・・・・・P.111

(1) 児童虐待への対応の充実

- ① 虐待防止のための体制の強化
- ② 虐待防止のための啓発の強化

(2) ひとり親家庭への支援の充実

- ① ひとり親家庭の相談等の充実
- ② ひとり親家庭への経済的支援の充実

(3) 障害のある児童等への施策の充実

- ① 障害のある児童等への支援の促進
- ② 障害のある児童等の保育・放課後対策等の推進

## 乳幼児期の教育・保育の基本的な考え方

### ○ 乳幼児期の教育・保育の基本理念(子育て・子育てについて)

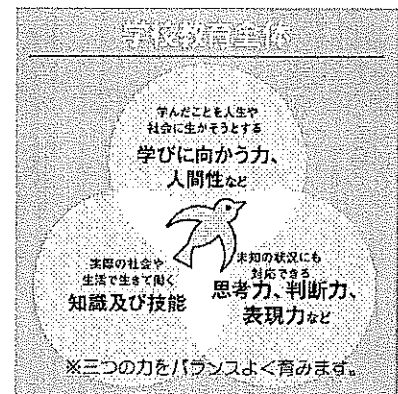
幼稚園教育要領、保育所保育指針、認定こども園教育・保育要領改訂(平成 29 年 3 月)で、就学前の 3 つの施設全てが「幼児教育施設」とされ、3 法令の幼児教育に関する記載がほぼ共通化されたことにより、施設類型によらず幼児教育の充実が求められています。

### ○就学前教育(幼稚園教育要領、保育所保育指針、幼保連携型認定こども園教育・保育要領)

- (1) 豊かな体験を通じて、感じたり、気付いたり、分かたり、できるようになったりする「知識及び技能の基礎」
- (2) 気付いたことや、できるようになったことなどを使い、考えたり、試したり、工夫したり、表現したりする「思考力、判断力、表現力等の基礎」
- (3) 心情、意欲、態度が育つ中で、よりよい生活を営もうとする「学びに向かう力、人間性等」

### ○小学校学習指導要領

- (1) 「知識及び技能」の習得
- (2) 「思考力、判断力、表現力等」の育成
- (3) 「学びに向かう力、人間性等」の涵養



# 乳幼児期の教育・保育の基本的な考え方

小・中学校学習指導要領  
特別支援学校学習指導要領

幼稚園教育要領  
保育所保育指針  
認定こども園教育・保育要領  
特別支援学校教育要領

学びを人生や社会に生かそうとする  
学びに向かう力・人間性等の涵養

資質・能力

(「確かな学力」「健やかな体」「豊かな心」を総合的に捉えて構造化)

生きて働く知識・  
技能の習得

未知の状況にも  
対応できる  
思考力・判断  
力・表現力等の  
育成

自覚的な学び

幼児期の終わりまでに育ってほしい姿

学びに向かう力・人間性等

資質・能力

(遊びを通じた総合的な  
指導の中で一体的に育む)

知識及び技能  
の基礎

思考力・判断  
力・表現力等  
の基礎

乳幼児期における自尊心や自己制御、  
忍耐力といった主に社会情動的側面  
における育ちが、大人になってからの  
生活に影響を及ぼすことが明らかとな  
ってきた。(保育所保育指針解説より)  
※「非認知能力の育成」に関わる内容

環境を通して行う教育・保育

主体的に周囲の人やものに興味を  
もち、直接関わっていかうとする。

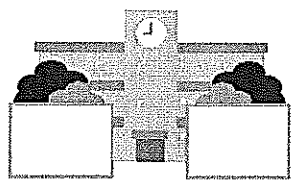
学びの芽生え

生涯の学びの出発

生きる力をはぐくむ

生きる力の基礎をはぐくむ

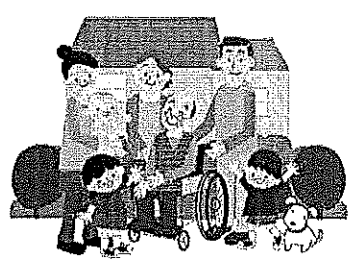
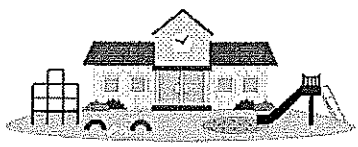
中学校



小学校



乳幼児期の教育・保育施設



家庭・地域

0歳からの育ちと学びをつなぐ



## これまでの検討委員会のまとめ

### 【乳幼児期の教育・保育の課題】

1. 就学前の乳幼児数の減少等について  
少子化が進行し就学前の乳幼児数が減少する中、特に公立幼稚園の園児数は著しく減少し集団教育上の課題が生じている
2. 多様な就労形態への対応について  
女性の就業率の上昇などにより乳幼児期の教育・保育に対する保護者のニーズは多様化している
3. 配慮や支援を要する子どもの増加について  
配慮や支援が必要な子どもの割合が増加しており、一人ひとりに寄り添ったきめ細かな教育・保育を行う必要がある
4. 私立・民間施設と連携・協働した研究について  
宇治市全体の保幼小連携などの各種研究や研修について、公立、私立、民間、施設類型を問わず全市的に連携・協働していく必要がある
5. 家庭や地域、関係機関との連携について  
幼稚園、保育所等が地域に根差した施設として、子ども・保護者・地域が活動や交流を行っていくための拠点施設としての役割を担っていく必要がある

### 【公立就学前施設の役割】

- ・乳幼児期の教育・保育全体の質を確保・向上させる基本となる、教育・保育を実践していくこと
- ・公立施設間の連携のしやすさを活かして小学校と保幼小連携の研究実践を進め、その効果を私立幼稚園や民間保育所等とも共有し、市全体で連携・協働していくこと
- ・教育や保育の上で配慮や支援が必要な子どもや、福祉的な支援等が必要な家庭について、これまでの積み上げてきた知識や経験を活かして、宇治市全体のセーフティネット的な役割を担っていくこと

## 【具体的な取り組みの方向性】

### 1. 幼保連携型認定こども園化について

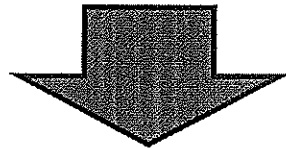
子どもの成長、発達をうながすためにも、市全体の教育・保育の見込み量、需給調整の状況等を踏まえ適正規模となるよう、幼保連携型認定こども園化を検討する

### 2. 公立施設の中核的役割

関係機関、特に公立施設との連携が図りやすいという強みを活かし、宇治市全体の保幼小連携のための架け橋プログラム等の各種研究機能や、子育て支援機能の強化を図るとともに、私立、民間の就学前施設と更に連携、協働して市全体として乳幼児期の教育・保育全体の質を確保・向上させる取り組みを推進していく

### 3. 特別支援教育・障害児保育等の充実

【第3回検討委員会での検討結果を踏まえて定める】



乳幼児期の教育・保育の質の向上を図る

## 乳幼児期の教育・保育のあり方検討委員会での検討状況

### 1 乳幼児期の教育・保育の推進

#### 【検討事項】

- ・今後の公立幼稚園、保育所のニーズを踏まえた乳幼児教育・保育の質の確保や向上に関する事項
- ・認定こども園化も含めた適正規模、適正配置に関する事項

- 関係機関との連携がしやすいという利点を生かした、支援を必要とする子、医療的ケア児等への配慮や支援、子育て支援の検討が必要。
- 幼稚園に入園されるニーズが何か、どういうニーズがあるか知ることで必要な手立てがわかる。
- 子育てに専念したい方、幼稚園を利用したい方もおられる。
- 支援の必要な子、いろいろな事情を抱えた家庭など公立保育所だから支えられるところがある。
- 充足率をみると就学前施設については整理は必要だが、公立幼稚園の保護者と子どもが満足いく、宇治市の幼児教育にとって利益があり、宇治市全体からは一定理解を得られるようにしていくべき。
- 量は年々減ってきているという事実があることを真正面から見据えて、量から質への転換を図ることが必要。
- 公立幼稚園に対する保護者のニーズとして3年保育、遠方から通う子どもに対する交通手段（通園バス）の確保、長期休暇時の預かり保育の希望がある。
- 公立がイニシアチブをとって、研修、研究実践のステージを作る。公立園だけで終わらせず、施設類型関係なく他の園に広げて、共同で研究の場を持ち、進めていける仕組みが必要。
- 認定こども園化は、市全体の需給調整の中で検討していくべき。慎重に調整を図る必要がある。地域の子育て拠点としても応えるべき。
- 認定こども園は保育園というイメージ。ただの人数確保のためとしてほしくない。公立幼稚園の質の維持向上のためいい部分は残してほしい。幼稚園型であれば、遊びの環境を整えたり、先生が研究・研修のための準備ができるが、幼保連携型の場合は保育時間が長くなるので、そのような準備のための時間を確保できるかが問題である。
- 私立幼稚園は公立幼稚園と同様にスタンダードな幼児教育を行っている。これに加えて、建学の精神に基づく様々な特色ある取組も行っている。
- 国際的にもノンコンタクトタイムという子どもと関わらずに、研究時間を確保することが保育の質の向上につながるとのエビデンスもある。

## 2 保幼小連携の取り組みの推進

### 【検討事項】

- ・園児と小学校児童との交流、職員の研修や情報交換などの連携を充実し、育ちと学びの連続性を踏まえた、架け橋期のカリキュラムの接続に向けた取組に関する事項

- 学びと育ちを具体化させていくことがこれからとても重要であり、幼保で育まれた力を小学校で伸ばせるようにしていく必要がある。
- 保育所と小学校の連携は、発達で少し心配な子が小学校に上がるとまた1から先生へお話をする必要があるので、連携が取れているという実感が正直なく、相談がしづらい状況もある。
- 民間でも接続カリキュラムを持っており、小学校との連携に向けて努力しているところもたくさんある。民間と公立が持っているものを突合させて宇治市全体で子どもの利益につながるようなことをやっていきたい。
- コロナ禍のため子ども同士の交流はないが、先生同士の交流はある。新採研や10年研で小学校の先生が来られるので、幼児期に育てほしい姿等を1対1で伝えるなど、関係性を積み重ねている。
- 幼児教育の全てが接続カリキュラム・架け橋プログラムのようなものである。プログラムに名前を付けるなど、形にとらわれてしまうとうまくいかない。発達に応じた適応していけるような、力を身に着けていけるような過ごさせ方を幼稚園が工夫する必要がある。
- 公立保育所も学校の先生に保育の様子を見に来てもらったり、色々な話をして学校との連携を図っている。互いに子どもの様子を伝えたり、受け止めをしてきたつもりであるが、もう1つ踏み込むような話ができればよいと感じる。
- 幼小の連携は、公立幼稚園の方から情報発信をいただいたので知った。保護者の中にはそのような取組を知らない方もいるので、園からかまたは子育て情報誌を通じて情報発信をする必要がある。
- 保幼小の連携については、学校、地域、それぞれの施設類型に関係なく、等しくみんなが動くこと（メッシュワーク）が必要。共同的に動いていくべき。

## 3 特別支援教育・障害児保育等の充実

### 【検討事項】

- ・障害のある児童や発達に支援を必要とする児童の割合が増加していることを踏まえた支援の質の確保や向上に関する事項
- ・医療的ケア児に対する各施設での支援の仕組みに関する事項

- 特別な支援が必要な児童数が公立には多く、受け皿になっている。
- 難しさをもっている子は、入ってからの支援やサポートがかなり重要になるが、それがないと次の就学、1年生からの生活が難しくなる。
- 就労している保護者がかなり増えてきている現状があるので、その子の保護者の支援、サポートも切っても切り離せないと思う。

#### 4 地域や家庭、関係機関との連携

**【検討事項】**

- ・ 公立幼稚園・保育所と関係機関が連携し、身近な相談の場となるなど相談支援の取組に関する事項

- 幼稚園は学校教育法に基づく学校である。教育委員会には幼稚園イコール学校であることを理解した上で、幼稚園との連携を図ってほしい。
- 公立幼稚園には私学にはない教育委員会との関係性がある。この関係性を活かして教育委員会をはじめとする諸機関と連携をしてほしい。

# 意見書（骨子案）

はじめに

## 第1章. 宇治市の幼稚園・保育所を取り巻く環境と課題

### 1. 宇治市の状況

- (1) 人口の推移
- (2) 就学前児童数の減少と今後の教育・保育等の量の見込み

### 2. 宇治市の公立幼稚園・保育所の状況

- (1) 公立幼稚園・保育所の概要
- (2) 小・中学校区別幼稚園及び保育所等の設置状況
- (3) 支援や配慮を必要とする乳幼児への対応

## 第2章. 乳幼児期の教育・保育の基本的な考え方

### 1. 乳幼児期の教育・保育の基本理念

### 2. 目指す子ども像

・宇治市子ども子育て支援事業計画「子どもの健やかな成長・発達への支援の充実」

・宇治市教育振興基本計画「教育理念」「目指す人間像」

上記2点の宇治市・宇治市教育委員会方針を基に検討委員会での意見を集約

## 第3章. 宇治市の乳幼児期の教育・保育の今後のあり方

- 1. 乳幼児期の教育・保育の充実について
- 2. 公立幼稚園・保育所にこれから求められるもの
- 3. 公立幼稚園・保育所における新たな取組
- 4. まとめ

むすびに